

平成25年1月1日から新しい 非訟事件手続法が施行されます。

手続の基本に関する規定の整備
当事者等の手続保障を図るための制度の拡充
手続をより利用しやすくするための制度の創設



法務省

法務省のホームページ・アドレス
<http://www.moj.go.jp>

法務省民事局参事官室 TEL 03-3580-4111

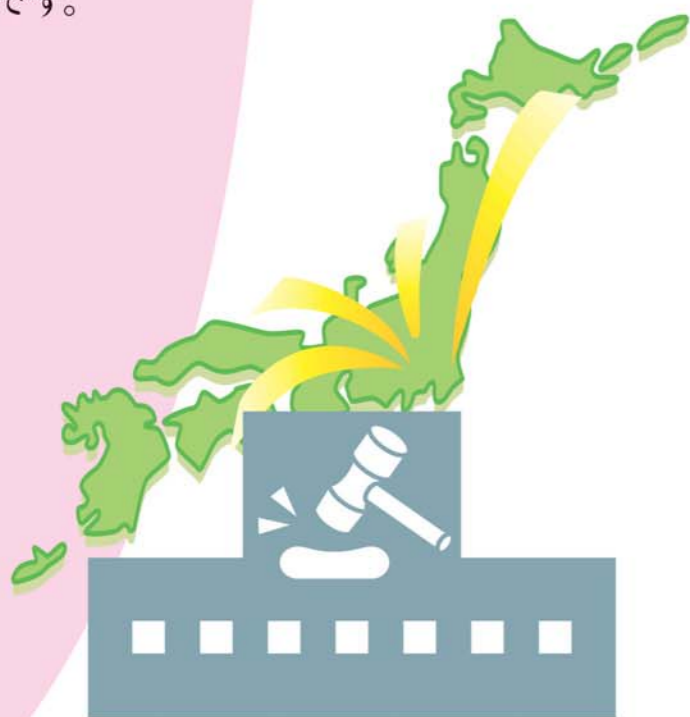
平成25年1月1日から新しい非訟事件手続法が施行されます。



はじめに

新しい非訟事件手続法が平成25年1月1日から施行されます。

この法律は、非訟事件の手続をより利用しやすく、現代社会に適合した内容のものにするために、明治31年に制定された従来の非訟事件手続法（旧非訟事件手続法）を全面的に見直し、手続の基本に関する規定を整備するほか、当事者の手続保障を図るための制度の拡充、手続を利用しやすくするための制度の創設などを盛り込み、新たに制定されたものです。



■ 新しい非訟事件手続の概要

1 手続の基本に関する規定の整備

管轄、代理、不服申立て等の手続の基本に関する規定について整備しています。

具体的には、例えば、

- 管轄については、管轄裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができない場合の管轄裁判所の指定等についての規定を補うほか、移送に関する規定を充実させています。
- 代理については、旧非訟事件手続法にはほとんど実質的な規定が置かれていませんでしたが、新たに、法定代理人と手続代理人の代理権の範囲や代理権消滅時期について規定を設けるほか、手続代理人の資格や必要な授權を欠く場合の措置などについて規定を整備しています。
- 不服申立てについては、通常不服申立ての方法として、抗告提起の期間に制限のない通常抗告を廃止し、即時抗告に一本化するとともに、抗告審の手続において当事者等に反論の機会を保障するための手続を設けるなど、即時抗告の抗告審の手続について明確な規定を置くほか、許可抗告、特別抗告、再審の手続についても規定を整備しています。



2 当事者等の手続保障を図るための制度の拡充

当事者や裁判の結果に利害関係を有する者の手続保障を図るために制度を拡充しています。例えば、

●参加制度の創設

参加の制度は、裁判の結果に利害関係を有する者が非訟事件の手続に主体的に関与し、主張・反論等の手続追行をするために必要不可欠なものです。そこで、裁判の結果に利害関係を有する者が非訟事件の手続に参加することができるよう、参加の制度を創設しています。

●記録の閲覧等に関する制度の創設

当事者等が裁判資料に対して適切な主張・反論をし、もって必要な手続追行の機会を保障するためには、裁判所の判断の基礎となる資料については、閲覧等を行うことができるようにしておく必要があります。そこで、当事者等が非訟事件の記録の閲覧等を行うことができるように、記録の閲覧等に関する制度を創設しています。



3 手続をより利用しやすくするための制度の創設

非訟事件の手続をより利用しやすくするための制度を創設しています。例えば、

●電話会議・テレビ会議システムによる手続の創設

例えば遠隔地に居住する当事者等が裁判所に出向く負担を軽減するため、電話会議システム及びテレビ会議システムによる手続を創設しています。



●和解・調停制度の創設

事案に応じて柔軟に非訟事件の解決を図ることができるようにするため、和解制度及び調停制度を創設しています。

●専門委員制度の創設

株式の価格の算定を要する事件など、専門的な知見を要する事件の審理を的確かつ円滑に進めるために、中立の立場にある専門家から裁判の資料に関して意見を聴取したり、和解に関与してもらうことができる専門委員制度を創設しています。

●その他

手続上の救助の制度を導入したり、通訳人をつけることができるとする規定を設けるなどしています。

4 その他

旧非訟事件手続法は、片仮名・文語体の表記が一部残っていますが、よりわかりやすい法律とするため、すべて平仮名・口語体の表記にしています。